

4木監査第17号  
令和4年7月27日

木島平村長 日墓 正博 様

木島平村代表監査委員 渡 邊 吉 基

令和3年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和3年度木島平村一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和4年7月27日

木島平村長 日墓 正博 様

木島平村監査委員 渡 邊 吉 基  
木島平村監査委員 勝 山 卓

## 令和3年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度木島平村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書(水道事業会計を除く)及び地方自治法施行令第166条の書類外関係帳票類、証拠書類等について、その内容を慎重に審査した結果次のとおり意見を付します。

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

令和3年度木島平村一般会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村情報通信特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村学校給食特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村介護保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村観光施設特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村下水道特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村高社簡易水道特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村小水力発電特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和3年度木島平村各種基金の運用等

#### 2 審査の期間

令和4年7月21日から令和4年7月27日までのうち5日間

### 3 審査の手続

この審査にあたり、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

また、「地方公共団体財政健全化法」による村財政の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の4指標に注目した。

## 第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められる。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しているので適正のものと認められる。

事業実績及び主要施策の成果の報告については、それぞれ適正であると認められる。

## 第3 総括

- (1) 本年度の村税の不納欠損額は現年度分と過年度分合せて 3,596,767 円となっている。その要因を再度検証し、税負担の公平を欠くことのないよう回収に努められたい。
- (2) 過年度分の固定資産税不納欠損額 293,100 円のうち 250,900 円については、時効中断の手続きがされなかったことによるものである。過去においても同様の取り扱いがあり、意見申し上げているが、その要因を調査するとともに他にないか精査し、再発防止に努められたい。
- (3) 固定資産評価(家屋評価額)の算定については、現在担当職員の現地調査により算定額を定めているが、評価の公正を期すため、複数担当者によるチェック体制が必要

なものと思われる。

また、建物の増改築及び除却について漏れ落ちの無いよう現場確認を厳格にし、適正な固定資産評価額の算定に努められたい。

(4) 備品は、現在取得価格1万円以上として管理しているが、事務煩雑となるため、実情に合った取得価格に改めるよう検討されたい。

また、絵画等寄贈品については、今後、台帳等作成し管理を徹底されたい。

(5) 一般廃棄物処理事業によるごみの減量化は、例年意見を申し上げているところであるが、その取り組みが奏功し若干ながら減少となっている。しかしながら、依然として廃棄物処理費用は多額であり、ごみの減量化は当村において重要な課題であることから、今後も更なる取り組みを強化し減量化に努められたい。

(6) 障害者地域生活支援事業中、日常生活用具給付事業及び移動支援事業においては、利用者負担割合が課税世帯では10%、非課税世帯は5%と定めているが、非課税世帯については、全額村費負担とすることを検討されたい。

(7) 第三セクター木島平観光株式会社に対する貸付金4,000万円の第一回返済金800万円は3月25日に返済期日を迎えたが、回収されず延滞し翌月の回収となった。しかし、結果的に債務者の負担となった遅延違約金は、同時に徴収されず期越えとなっている。貸出金は、村にとって重要な資産であり、今後は債権管理に万全を期すと共にこのような取り扱いのないよう厳重に管理されたい。

(8) 地域おこし企業人・観光地域づくり事業にて、本村の観光に係る統一コンセプトを策定している。村は事業実施者から定期的に実施報告書等の提出を求め、その事業の進捗状況について十分把握されたい。

(9) やまびこの丘公園管理運営事業にて公園遊具「風の城」を運営している。今回修繕費として8,448千円の高額な修繕が実施された。本施設の必要性について集客効果や利用状況等を調査され、今後の方針について具体的に検討されたい。

(10) 観光交流センターは、施設開設以来20有余年が経過し、道の駅FARMUS木島平の観光案内面が定着したことから、当センターの本来の目的は達成されたものと思慮される。当センターについては、道の駅FARMUS木島平の方向性と併せ、当センターの見直しを検討されたい。

(11) 教職員住宅の入居は、教職員住宅管理規則により村立の小・中学校に勤務する者と規定しているが、それ以外の者の入居がある。この住宅については、賃借料等特別

に優遇されている面もあり、公正公平の観点から教職員住宅管理規則に則り適正に運用されることとされたい。

#### 第4 財政の構造

実質公債費比率が14.7%で前年度対比0.3ポイント増となった。新庁舎の建設や公共施設の維持管理に伴い、実質公債費比率は年々上昇していたが、令和3年度をピークに緩やかに下降していくものと予想されている。しかしながら財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後とも公共施設の維持管理にあたっては管理計画に基づき総合的な判断のもと、実質公債費比率が18%を超えることがないように計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法による4指標についても、数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。